



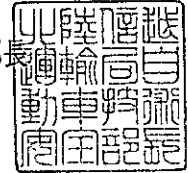
北信交旅第 6 1 号
北信交監第 4 6 号
北信技保第 2 2 号
平成 2 4 年 4 月 1 9 日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車交通部



北陸信越運輸局自動車技術安全部



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長、整備課長から別紙（平成 24 年 4 月 16 日付け国自安第 76 号、国自旅第 169 号、国自整第 147 号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係者に対し周知願います。



国自安第 76号
国自旅第 169号
国自整第 147号
平成24年4月16日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、別添のとおり「旅客自動車運送事業運輸規則」（昭和31年運輸省令第44号）の一部改正に伴い、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長、財団法人全国福祉輸送サービス協会会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第 76号
国自旅第 169号
国自整第 147号
平成24年4月16日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、別添のとおり「旅客自動車運送事業運輸規則」(昭和31年運輸省令第44号)の一部改正に伴い、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第 446号	国自総第 446号
国自旅第 161号	国自旅第 161号
国自整第 149号	国自整第 149号
平成14年 1月30日	平成14年 1月30日
一部改正	一部改正
国自総第 120号	国自総第 120号
国自旅第 46号	国自旅第 46号
国自整第 47号	国自整第 47号
平成14年 6月28日	平成14年 6月28日
一部改正	一部改正
国自総第 286号	国自総第 286号
国自旅第 132号	国自旅第 132号
国自整第 114号	国自整第 114号
平成14年 10月 1日	平成14年 10月 1日
一部改正	一部改正
国自総第 540号	国自総第 540号
国自旅第 243号	国自旅第 243号
国自整第 226号	国自整第 226号
平成15年 3月31日	平成15年 3月31日
一部改正	一部改正
国自総第 553号	国自総第 553号
国自旅第 263号	国自旅第 263号
国自整第 186号	国自整第 186号
平成16年 3月29日	平成16年 3月29日
一部改正	一部改正
国自総第 392号	国自総第 392号
国自旅第 185号	国自旅第 185号
国自整第 83号	国自整第 83号
平成17年 12月 5日	平成17年 12月 5日
一部改正	一部改正
国自総第 329号	国自総第 329号
国自旅第 187号	国自旅第 187号
国自整第 95号	国自整第 95号
平成18年 9月29日	平成18年 9月29日
一部改正	一部改正
国自総第 587号	国自総第 587号
国自旅第 328号	国自旅第 328号
国自整第 179号	国自整第 179号
平成19年 3月30日	平成19年 3月30日
一部改正	一部改正
国自安第 29号	国自安第 29号
国自旅第 82号	国自旅第 82号
国自整第 42号	国自整第 42号

平成20年 6月11日
 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年 11月20日
 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日
 国自安第 76号
 国自旅第 169号
 国自整第 147号
 平成24年 4月16日

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

各地方運輸局自動車交通部 長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局旅客課長
 自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

道路運送法及びタクシニ業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭

平成20年 6月11日
 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年 11月20日
 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 国自安第 170号
 国自旅第 246号
 国自整第 145号
 平成23年 3月31日

一部改正

一部改正

一部改正

一部改正

各地方運輸局自動車交通部 長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通安全政策課長
 自動車交通局旅客課長
 自動車交通局技術安全整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

道路運送法及びタクシニ業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭

和31年運輸省令第44号)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去果次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たった際の留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なもの趣旨及び施行に当たった際の留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービスクラス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第2条の2 ～ 第36条(略)

第36条 運転者の選任

- (1)～(4)(略)
(5)第2項の施行に関し、留意すべき点は、次のとおりである。

- ①(略)
②本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第4項(保安関係)並びに第39条(旅客サービスクラス)の各事項について行われることが必要であって、旅客サービスクラス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービスクラス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行つたことにはならない。

③～⑤(略)

(6)(略)

第37条 乗務員台帳及び乗務員証

- (1)乗務員台帳の作成・記載(第1項)

①～②(略)

③第6号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合(いわゆる第一当事者である場合)を指し、明らかにいわゆる第二当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者が第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第一当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第一当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。

和31年運輸省令第44号)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去果次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たった際の留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なもの趣旨及び施行に当たった際の留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービスクラス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第2条の2 ～ 第36条(略)

第36条 運転者の選任

- (1)～(4)(略)
(5)第2項の施行に関し、留意すべき点は、次のとおりである。

- ①(略)
②本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第7項(保安関係)並びに第39条(旅客サービスクラス)の各事項について行われることが必要であって、旅客サービスクラス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービスクラス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行つたことにはならない。

③～⑤(略)

(6)(略)

第37条 乗務員台帳及び乗務員証

- (1)乗務員台帳の作成・記載(第1項)

①～②(略)

③第6号の「事故を引き起こした場合」とは、原則として、当該運転者が当該事故の発生に最も大きな責任を有する場合(いわゆる第一当事者である場合)を指し、明らかにいわゆる第二当事者以下の当事者である場合は記載しなくてよい。当該運転者が第一当事者であるかどうか直ちに判断することができない場合は、第一当事者であるかどうか判断を保留する旨を付して記載させること。この場合、後に自動車保険の支払査定、示談又は裁判等の結果により第一当事者であるかどうかの判断をすることができたときに、その旨を記載するとともに、その判断の根拠とした資料の写しを添付させること。

また、本通達第38条(3)の「国土交通省自動車交通局長安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」により規則第38条第2項第1号に該当することが明らかとなった運転者については、その事由となった事故について記載

- させること。
 ④～⑥ (略)
 (2) ～ (4) (略)

第38条 従業員に対する指導監督

- (1) 第1項及び第2項に基づく運転者に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。)により実施するよう指導すること。
 また、第8項に基づく従業員に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第8項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「指導監督措置告示」という。)及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

- (2) (略)
 (3) 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第37条の解釈(1)③を準用する。

また、国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報に基づいて、第2項第1号に該当することが明らかになった運転者に対しては、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させること。

- (4) (略)
 (5) 運転者として雇い入れることを内定した者に対して、雇入れの前に第2項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させた場合であっても、同号の適性診断を受診させたものとみなして差し支えない。また、一般乗用旅客自動車運送事業者におけるいわゆる養成運転者のように雇い入れた時点で第2種運転免許を取得していない者に対して、養成期間中に同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させた場合には、同号の適性診断を受診させたものとする。
 (6) 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたこととみなして差し支えない。
 (7) 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、第2項第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号の適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し支えない。
 (8) 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ65才以上である場合には、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたことをもって、同項第2号及び第3号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させたものとみなして差し

- ④～⑥ (略)
 (2) ～ (4) (略)

第38条 従業員に対する指導監督

- (1) 第1項及び第2項に基づく運転者に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指導監督指針」という。)により実施するよう指導すること。
 また、第5項に基づく従業員に対する指導監督は、「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。以下「指導監督措置告示」という。)及び安全マネジメント等実施通達により実施するよう指導すること。

- (2) (略)
 (3) 第2項第1号の「事故を引き起こした者」の解釈については、上記第37条の解釈(1)③を準用する。

また、国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報に基づいて、第2項第1号に該当することが明らかになった運転者に対しては、同号の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診させること。

- (4) (略)
 (5) 運転者として雇い入れることを内定した者に対して、雇入れの前に初任診断を受診させた場合であっても、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。また、一般乗用旅客自動車運送事業者におけるいわゆる養成運転者のように雇い入れた時点で第2種運転免許を取得していない者に対して、養成期間中に初任診断を受診させた場合には、初任診断を受診させたものとする。
 (6) 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。
 (7) 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。
 (8) 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ65才以上である場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断及び適齢診断を受診させたものとみなして差し支えない。

支えない。

(9) ～(10) (略)

(11) なお、第1項、第2項及び第5項は個人タクシー事業者にも適用されるものであり、個人タクシー事業者は、指導監督指針、指導監督措置告示等を踏まえ、自ら事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能の習得・改善及び知識の習得・充実、輸送の安全に関する基本方針の制定等の措置を講じなければならない。

第40条 ～ 第48条の2 (略)

第48条の4 運行管理者の講習

(1) 講習は、「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」(平成24年国土交通省告示第454号。以下「講習告示」という。)に従い、選任届出をした日若しくは事故又は行政処分を受けた日において、当該年度に予定されていた講習が全て終了している場合等はやむを得ない理由がある場合を除き、講習告示に規定する時期までに受講させるよう指導すること。

(2) 新たに選任した運行管理者とは、当該事業者において初めて選任された者のことといい、当該事業者において過去に運行管理者として選任された者や他の営業所で選任された者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ新たに選任した運行管理者とす。

(3) 特別講習の受講対象者については、以下に定めるところにより把握をし、講習告示に定めるところにより、受講対象者を指定し、速やかに講習の通知を行うこと。

また、特別講習の対象となった運行管理者又は統括運行管理者が当該事業者の当該営業所以外の営業所の運行管理者又は統括運行管理者に選任された場合であっても、講習を行うこと。

① 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の(注)(25)による運行管理者及び(注)(26)による統括運行管理者(選任されている場合に限る。)の氏名を当該事業者に記載させ、特別講習の対象となる運行管理者を把握し、その旨を記

(9) ～(10) (略)

(11) なお、第1項、第2項及び第8項は個人タクシー事業者にも適用されるものであり、個人タクシー事業者は、指導監督指針、指導監督措置告示等を踏まえ、自ら事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能の習得・改善及び知識の習得・充実、輸送の安全に関する基本方針の制定等の措置を講じなければならない。

第40条 ～ 第48条の2 (略)

第48条の4 運行管理者の研修

(1) 第1項に基づいて運輸支局長(運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。)が行う研修については、(3)の場合を除き、第2項に基づいて国土交通大臣が認定した「運行管理を行うために必要な法令及び業務等に関する基礎的な知識の修得を目的とする者を対象とした講習」(以下「基礎講習」という。)又は「既に運行管理者として選任されている者又は運行管理者の補助者として運行管理業務を行っている者を対象とした講習」(以下「一般講習」という。)を、選任している運行管理者が漏れることなく、2年毎に1回受講させること。

(2) 初めて選任された運行管理者については、選任届出を受け付けた年度に研修の通知を行うこと。

なお、選任届出を受け付けた時点において、当該年度に予定されている基礎講習又は一般講習(以下「一般講習等」という。)が全て終了している場合には、翌年度に研修の通知を行うこと。

また、当該運行管理者のうち、基礎講習を受講していない者については、当該講習を受講させるよう、併せて指導すること。

(3) 死者又は重傷者を生じた事故(事故報告規則第2条第3号に掲げる事故をいう。)を惹起した営業所の運行管理者及び法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者については、(1)にかかわらず、その事由が発生した年度及び翌年度に一般講習等に係る研修の通知を行うとともに、当該事故又は当該行政処分については、その事由が発生した年度に、第2項に基づいて当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有する運行管理者を対象とした講習として国土交通大臣が認定した講習(以下「特別講習」という。)に係る研修の通知を併せて行うこと。

なお、当該事由の発生を確認した時点において、当該年度に予定されている一般講習等又は特別講習が全て終了している場合には、一般講習等については、翌年度及び翌々年度に、特別講習については、翌年度に研修の通知を行うこと。

録し、保存すること。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車運転者の運転者が第1当事者となったものとして通知があった事故のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実にし、行われよう指導すること。

② 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受ける営業所については、当該行政処分に先立つ監査において判明した、規則第48条各号の規定に対する違反について、相当の責任を有していると認められる当該営業所の運行管理者及び統括運行管理者（選任されている場合に限る。）を指定し、行政処分の命令書を交付する際に受講の指示を確実にし、その旨を記録し、保存すること。

(4) 特別講習の趣旨は、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者のうち当該事故又は当該行政処分について最も責任がある運行管理者を特定し、当該運行管理者に制裁を課すことではなく、当該営業所の統括運行管理者及び当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者に当該営業所の運行管理者を代表して講習を受けさせ、当該営業所における運行管理の水準の向上を図り、一層の安全を確保することから、事業者に対し、その旨を徹底すること。

(5) 特別講習の通知を行う場合には、別添の「通知文の例」を参考とされたい。また特別講習の受講対象者だけでなく、当該営業所に所属する運行管理者に対して、二年度毎に受講させる基礎講習又は一般講習について、二年度連続で受講させなければならぬことについてもあわせて周知されたい。

また、特別講習の対象となった運行管理者又は統括運行管理者が当該事業者の当該営業所以外の営業所の運行管理者又は統括運行管理者に選任された場合であっても、研修の通知を行うこと。

(4) 特別講習の趣旨は、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者のうち当該事故又は当該行政処分について最も責任がある運行管理者を特定し、当該運行管理者に制裁を課すことではなく、当該営業所の統括運行管理者及び当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者に当該営業所の運行管理者を代表して講習を受けさせ、当該営業所における運行管理の水準の向上を図り、一層の安全を確保することから、事業者に対し、その旨を徹底すること。

特別講習に係る研修の対象者については、次のとおりとする。

① 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の（注）（25）による運行管理者及び（注）（26）による統括運行管理者（選任されている場合に限る。）の氏名を当該事業者に記載させ、当該運行管理者について通知を行うこと。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車の運転者が第1当事者となったものとして通知があった事故及び本通達第38条（3）の「国土交通省自動車交通安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実にし、特別講習の対象となる運行管理者及び統括運行管理者を把握し、通知を行うこと。

② 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所については、当該行政処分に先立つ監査において、規則第48条各号の規定に対する違反が判明した運行管理者及び統括運行管理者に対して通知を行うこと。

(5) 研修の通知を行う場合には、別添の「通知文の例」を参考とされたい。

(6) 運行管理者の講習の受講履歴については、保安担当が、監査担当と連携をとって講習実施機関に対し、定期的に講習実績の報告を求めると講習の受講状況の把握に努めること。

第48条の5 運行管理者の資格要件

(1) 第1項の「実務の経験」には、同項の表の上欄に掲げる運行管理者資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の事業の事業用自動車の運行管理に関し、平成14年1月31日以前に有していた実務の経験を含むものとする。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第21条第2号の許可を受けて乗合旅客を運送する事業用自動車について、平成16年3月31日以前に行った運行管理は、平成16年4月1日以降においても「実務の経験」に含まないものとする。

なお、運行管理に関する実務の経験とは、運行管理者等として実際に運行管理に携わっていた経験（平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。）をいう。また、個人タクシース事業者としての経験は含まない。

(2) 第1項の「講習」については、平成14年1月31日以前に自動車事故対策センターが実施していた基礎講習及び一般講習を含むものとする。

また、昭和48年以前に行われていた陸運局長等の教習及び研修についても、修了証等の受講の証明があるものは認めて差し支えない。

(3) 第1項の「講習」のうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること。

(4) 第1項の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第48条の6

(1)～(4) (略)

(5) 第2項第2号の「前条第1項に該当することを証する書類」は、原則として次に掲げるものとする。

①～② (略)

③ 「運行管理者等指導講習手帳」の写し等規則第48条の5第1項に基づいて国土交通大臣が認定した講習を実施する機関が当該講習の受講を証明した書面

(削除)

第48条の8～第52条 (略)

第68条 届出

第48条の5 運行管理者の資格要件

(1) 第1項第1号及び第2号の「実務の経験」には、第1号の表の上欄に掲げる運行管理者資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の事業の事業用自動車の運行管理に関し、平成14年1月31日以前に有していた実務の経験を含むものとする。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第21条第2号の許可を受けて乗合旅客を運送する事業用自動車について、平成16年3月31日以前に行った運行管理は、平成16年4月1日以降においても「実務の経験」に含まないものとする。

なお、運行管理に関する実務の経験とは、運行管理者等として実際に運行管理に携わっていた経験（平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。）をいう。また、個人タクシース事業者としての経験は含まない。

(2) 第1項第1号の「講習」については、平成14年1月31日以前に自動車事故対策センターが実施していた基礎講習及び一般講習を含むものとする。

また、昭和48年以前に行われていた陸運局長等の教習及び研修についても、修了証等の受講の証明があるものは認めて差し支えない。

(3) 第1項第1号の「講習」のうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること。

(4) 第1項第1号の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第48条の6

(1)～(4) (略)

(5) 第2項第2号の「前条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類」は、原則として次に掲げるものとする。

①～② (略)

③ 「独立行政法人自動車事故対策機構が交付している「運行管理者等指導講習手帳」の写し等第48条の5第1項第1号に基づいて国土交通大臣が認定した講習を実施する機関が当該講習の受講を証明した書面

④ 「独立行政法人自動車事故対策機構が交付している運行管理者等指導講習等の「専任講師委嘱書」の写し等第48条の5第1項第2号に基づいて国土交通大臣が告示で定める職務に従事したことを当該職務に係る機関が証明した書面

第48条の8～第52条 (略)

第68条 届出

(1) ~ (4) (略)

(5) 運行管理者選任(解任)届出を受けた際には、速やかに届出内容を運送事業者監査総合情報システムに入力すること。

附 則 (略)

附 則 (平成24年4月16日付け国自安第74号、国自旅第169号、国自整第147号)

改正後の通達は、平成24年4月16日から施行する。

(削除)

(通知文の例)

平成〇〇年〇月〇日

旅客自動車運送事業者 あて

国土交通省〇〇運輸局〇〇運輸支局長

運行管理者特別講習の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項の規定に基づき、下記に掲げる運行管理者について、下記のとおり通知します。

記

死者又は重傷者を生じた事故(自動車事故報告規則第2条第3号に掲げる事故。以下「事故」をいう。)を惹起した営業所又は道路運送法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反(以下「輸送の安全確保違反」という。)による行政処分を受けた営業所の運行管理者であつて相当の責任を有する者

統括運行管理者 殿
運行管理者 殿

平成〇〇年〇月〇日に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を

(1) ~ (4) (略)

附 則 (略)

別添
(通知文の例1) (略)

(通知文の例2)

平成〇〇年〇月〇日

旅客自動車運送事業者 あて

国土交通省〇〇運輸局〇〇運輸支局長

平成〇〇年度 運行管理者特別講習の実施について

平成〇〇年度に独立行政法人自動車事故対策機構〇〇支所が実施する特別講習(国土交通大臣が認定する講習。)については、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2項の規定に基づき、〇〇運輸支局長が行う研修に代えることとしてこの通知します。

このため、同規則第48条の4第1項の規定に基づき、下記の各号に掲げる運行管理者について、それぞれ各号の要領に従って特別講習を必ず受講させるよう通知します。

記

1. 死者又は重傷者を生じた事故(自動車事故報告規則第2条第3号に掲げる事故。以下「事故」をいう。)を惹起した営業所又は道路運送法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに対する違反(以下「輸送の安全確保違反」という。)による行政処分を受けた営業所の運行管理者

統括運行管理者 殿

受けた営業所の統括運行管理者及び当該事故又は処分については相当の責任を有している運行管理者においては、本通知より1年以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させて下さい。

なお、本通知より1年以内に予定されている特別講習が全て終了している場合等には、1年6月以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させて下さい。

講習実施機関については、国土交通省ホームページ（参照URL：<http://www.mlit.go.jp/0000/>）に連絡先などを公開しておりますので、開催日等につきましては、講習実施機関にお問い合わせ下さい。

また、事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所に所属する運行管理者（特別講習の対象となった運行管理者を含む）は、通常2年度毎に1度の基礎講習又は一般講習の受講について2年度連続で受講させなければなりませんので、今年度及び来年度（今年度）にすでに基礎講習又は一般講習を受講済みである者については、来年度）に必ず基礎講習又は一般講習を受講させて下さい。

平成〇〇年度中に事故を惹起した営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者又は統括運行管理者に対しては、本年度に特別講習を受講させて下さい。

なお、当該事由の発生した時点において、本年度に予定されている特別講習が全て終了している場合等には、翌年度に特別講習を受講させて下さい。

別 添

国自安第 76号の2
国自旅第169号の2
国自整第147号の2
平成24年4月16日

公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿
高速ツアーバス連絡協議会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会、貴連絡協議会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第 76号の2
国自旅第169号の2
国自整第147号の2
平成24年4月16日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局旅客課長



自動車局整備課長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第 76号の2
国自旅第169号の2
国自整第147号の2
平成24年4月16日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局旅客課長



自動車局整備課長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴連合会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第 76号の2
国自旅第169号の2
国自整第147号の2
平成24年4月16日

社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局旅客課長



自動車局整備課長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第 76号の2
国自旅第169号の2
国自整第147号の2
平成24年4月16日

一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局旅客課長



自動車局整備課長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

国自安第 76号の2
国自旅第169号の2
国自整第147号の2
平成24年4月16日

高速ツアーバス連絡協議会会長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長



自動車局旅客課長



自動車局整備課長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴連絡協議会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。